

委託契約等における再委託について

静岡市では、再委託について禁止しています。しかし、例外として業務の内容によっては再委託を認めることがありますので、再委託しようとするときは、必ず担当課に相談してください。

1 再委託することができる場合

再委託により契約を履行しようとするときは、担当課に事前に申請を行い、承認を得られた場合に限り再委託できます。

再委託の申請があった場合、次に掲げる基準を全て満たしているときに再委託の承認をしています。

2 再委託を承認する基準について

(1) 再委託の業務及び業務内容について

主たる業務でないこと。

※ 契約の履行を一括して再委託しようとするもの（一括再委託）は認められない。

(2) 再委託の理由について

再委託の理由が社会通念上妥当であること。

(3) 再委託の相手先について

ア 再委託の相手先の履行能力に疑義がないこと。

会社更生法、民事再生法の申請中の会社（会社更生法等が適用された場合を除く。）や手形不渡りを出した会社など経営状況が不安定な会社や再委託される業務について技術力や必要な許認可がない会社は、承認できません。

イ 再委託の相手先が当該業務の入札（見積執行）参加者でないこと。

ウ 再委託契約金額が妥当であること。

(4) その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれがないこと。

3 具体的な手続について

(1) 再委託を予定している場合、入札（見積）執行前に担当課に必ず再委託できるか確認してください。

(2) 再委託をする前に、担当課に再委託承認申請書を提出してください。

(3) 承認後担当課の指示に従い、再委託者と契約書等を締結してください。

(4) (3) の再委託の契約を締結した後、速やかに当該契約書等一式の写しを担当課に提出してください。

4 その他

(1) 承認申請書は特に様式を定めていないので、担当課が指示する書式を使用してください。

(2) 未承認の再委託が行われた場合、契約違反として当該契約を解除することもあります。